

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

牛、めん羊又は山羊由来の原料を使用した肥料に係る規制の見直しについて

牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）由来の原料を使用した肥料（以下「牛等由来肥料」という。）については、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号。以下「法」という。）下の省令及び告示において、牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）の発生を機に、牛用飼料への流用・誤用を防ぐ観点で、牛、めん羊、山羊及び鹿による当該肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置（以下「管理措置」という。）として、当該摂取の防止に効果があると認められる材料若しくは原料の使用又は当該疾病の発生予防に効果があると認められる方法による原料の加工を行うことを義務付けてきました。

今般、国内での BSE 発生リスクがすでに低下していること、これまで牛等由来肥料の牛用飼料への流用・誤用が確認されていないこと等を踏まえ、国内肥料資源の有効活用等の観点から、次の 1～5 に掲げる省令及び告示について、牛等由来肥料に係る管理措置を義務付ける対象をと畜場汚泥を原料として使用するものに限定する改正を行い、また、これに伴って次の 6 に掲げる通知の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正しました。いずれも令和 7 年 9 月 27 日から施行しますので、これらについて御了知の上、適切な対応をお願いします。

- 1 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 8 月 28 日農林水産省令第 39 号）
- 2 令和 7 年農林水産省告示第 1298 号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件の一部を改正する件）
- 3 令和 7 年農林水産省告示第 1299 号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件）
- 4 令和 7 年農林水産省告示第 1300 号（特殊肥料等を指定する件の一部を改正する件）
- 5 令和 7 年農林水産省告示第 1301 号（特殊肥料の品質表示基準の一部を改正する件）
- 6 「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成 16 年 2 月 26 日付け 15 消安第 6398 号農林水産省消費・安全局長通知）

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）

改 正 後	改 正 前
牛の脊柱を肥料の原料から排除するための新たなリスク管理措置については、平成16年1月15日農林水産省告示第70号（特殊肥料等の指定の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第71号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第72号（特殊肥料の品質表示基準の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第73号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件の一部を改正する件）及び平成16年1月15日農林水産省告示第74号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第11条の2第1項及び第2項の規定に基づき原料及び材料の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件）が公布され、5月1日から施行されることとされたので、その運用に当たっては、下記について御了知<u>いただく</u>とともに、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。 また、これに併せて次に掲げる通知の一部を別紙1から3までの新旧対照表のとおり改正するので、御了知の上、周知徹底方よろしく願います。 1 「複合肥料の登録申請書の記載方法について」（昭和32年11月20日付け32農経局第3019号農林省農林経済局長通知） 2 「肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う措置等について」（昭和60年1月21日付け60農蚕第54号農林水産省農蚕園芸局長通知） 3 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官通知） この通知における法令の略称については、以下のとおりとする。 ・法：肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号） ・管理措置告示：平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料の品	牛の脊柱を肥料の原料から排除するための新たなリスク管理措置については、平成16年1月15日農林水産省告示第70号（特殊肥料等の指定の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第71号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第72号（特殊肥料の品質表示基準の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第73号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件の一部を改正する件）及び平成16年1月15日農林水産省告示第74号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第11条の2第1項及び第2項の規定に基づき原料及び材料の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件）<u>（以下「改正告示」という。）</u>が公布され、5月1日から施行されることとされたので、その運用に当たっては、下記について御了知<u>される</u>とともに、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。 また、これに併せて次に掲げる通知の一部を別紙1から3までの新旧対照表のとおり改正するので、御了知の上、周知徹底方よろしく願います。 1 「複合肥料の登録申請書の記載方法について」（昭和32年11月20日付け32農経局第3019号農林省農林経済局長通知） 2 「肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う措置等について」（昭和60年1月21日付け60農蚕第54号農林水産省農蚕園芸局長通知） 3 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官通知） この通知における法令の略称については、以下のとおりとする。 ・法：肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号） ・管理措置告示：平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料の品

質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件)

・特殊肥料告示：昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）

・公定規格：昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）

記

第1 農林水産大臣による製造工程の確認について

1 対象となる肥料について

（1）原料加工工程確認の対象について

と畜場（と畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第2項に規定すると畜場をいい、牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）に係るものに限る。以下同じ。）のうち、牛のみに係るものの排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産される肥料の製造工程は、管理措置告示第2項に規定する農林水産大臣の確認（以下「原料加工工程確認」という。）の対象となる。

ただし、管理措置告示第1項又は第3項に規定する措置を行う肥料については、原料加工工程確認を受けることを要しない。

また、原料となると畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産された肥料について、管理措置告示第1項第2号ロ又は第2項の規定に基づく措置（代替措置として附則第2項に規定する措置を行う場合は除く。）が行われた肥料のみを原料とし、かつ、この他にと畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産された肥料を使用しない場合には、新たに管理措置告示に規定する措置（以下「管理措置」という。）を行うことを要しない。

なお、管理措置告示第1項又は第2項の規定に基づく措置を行っていない

質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件)

・特殊肥料告示：昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）

・公定規格：昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）

記

第1 農林水産大臣による製造工程の確認について

1 対象となる肥料について

（1）原料加工工程確認の対象について

牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。第7を除き、以下同じ。）のうち牛由来の原料を使用して生産される肥料の製造工程は、管理措置告示第2項に規定する農林水産大臣の確認（以下「原料加工工程確認」という。）の対象となる。

ただし、管理措置告示第1項、第3項又は附則第2項に規定する措置を行う肥料については、原料加工工程確認を行うことを要しない。

また、原料となる牛等由来の原料を使用する肥料について、管理措置告示第1項又は第2項の規定に基づく措置が行われた肥料のみを原料とし、かつ、この他に牛等由来の原料を使用しない場合には、新たに管理措置告示に規定する措置（以下「管理措置」という。）を行うことを要しない。

なお、管理措置告示第1項又は第2項の規定に基づく措置を行っていない牛等由来の原料を使用する肥料を、指定混合肥料の原料として使用することはできない。

いと畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産された肥料を、指定混合肥料の原料として使用することはできない。 (2) (略) 2 製造工程の確認手続について (1) (略) (2) (1) の確認申請があったとき、農林水産大臣は、当該申請に係る製造工程が、原料加工工程確認にあつては別紙基準1、原料確認にあつては別紙基準2に適合しているかどうかについて、4 及び6 (1) の規定による調査結果の報告も踏まえて確認し、その結果を別記様式第2号により申請者に通知する。 (3) (略) 3 製造工程等の変更確認の手続について (1) 製造工程の変更 ア 大臣確認を受けた者は、大臣確認を受けた製造工程を変更しようとする場合には、原則として<u>1か月</u>前までに、別記様式第3号により、センターを經由して農林水産大臣に変更確認申請を行うものとする。 イ アの変更確認申請があったときは、農林水産大臣は、当該申請に係る製造工程が別紙基準1及び別紙基準2に適合しているかどうかについて、4 及び6 (1) の規定による調査結果の報告も踏まえて確認し、別記様式第4号により、その結果を申請者に通知する。 ウ (略) (2) (略) 4 契約の締結を要する原料収集先の調査について センターは、2の(1) <u>の確認申請</u>、3の(1) <u>の変更確認申請又は3の(2)の変更の届出</u> (以下「<u>確認申請等</u>」という。) を受理したときは、<u>確認申請等</u>を行った者の事業場の所在地を管轄する地方農政局(北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下「地	(2) (略) 2 製造工程の確認手続について (1) (略) (2) (1) の確認申請があったときは、農林水産大臣は、当該申請に係る製造工程が、原料加工工程確認にあつては別紙基準1、原料確認にあつては別紙基準2に適合しているかどうかについて、4の規定による調査結果の報告も踏まえて確認し、その結果を別記様式第2号により申請者に通知する。 (3) (略) 3 製造工程の変更確認の手続について (1) 製造工程の変更 ア 大臣確認を受けた者は、大臣確認を受けた製造工程を変更しようとする場合には、原則として<u>1ヶ月</u>前までに、別記様式第3号により、センターを經由して農林水産大臣に変更確認申請を行うものとする。 イ アの変更確認申請があったときは、農林水産大臣は、当該申請に係る製造工程が別紙基準1及び別紙基準2に適合しているかどうかについて、4の規定による調査結果の報告も踏まえて確認し、別記様式第4号により、その結果を申請者に通知する。 ウ (略) (2) (略) 4 契約の締結を要する原料収集先の調査について センターは、2の(1) <u>若しくは3の(1)の確認申請又は3の(2)の変更の届出</u>を受理したときは、<u>当該申請又は届出</u>を行った者の事業場の所在地を管轄する地方農政局(北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。) に対し、受
---	---

方農政局等」という。)に対し、受理した書類(副本1部)を送付するものとする。<u>確認申請等が原料確認に係るものであった場合、送付を受けた地方農政局等は、別紙基準2の1の(4)の<u>ア</u>の(ウ)に基づき、当該肥料の生産業者が国内の原料収集先と締結した契約に基づいて行う履行状況の確認に原則として同行し、当該契約が遵守されていること、当該確認が適切に行われていること等について調査し、調査結果を農林水産省消費・安全局に報告するものとする。</u> 5 (略) 6 センターの調査 (1) <u>農林水産省消費・安全局長(以下「消費・安全局長」という。)は、2の(1)の確認申請又は3の(1)の変更確認申請があった場合において、センターに、当該申請に係る製造工程が、原料加工工程確認にあつては別紙基準1、原料確認にあつては別紙基準2に適合するかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。</u> (2) <u>センターは、(1)の調査を実施したときは、その結果を消費・安全局長に報告するものとする。</u> 7 大臣確認を受けた製造事業場の公表 2の(2)又は3の(1)のイの規定により、農林水産大臣が別紙基準1又は別紙基準2に適合する旨を確認申請者に通知したときは、消費・安全局長は、その旨をセンターに通知するものとする。センターは、当該通知に係る肥料の製造事業場について、センターのホームページに公表するものとする。 8 皮等を原料とする肥料又は皮等の輸入の取扱いについて (1) 皮等を原料とする肥料又は皮等の輸入に当たっては、輸入業者は、次のア又はイについて証明する製造国(製造した事業場が所在する国をいう。以下同じ。)の政府機関又はそれと同等の機関が発行する証明書の	理した書類(副本1部)を送付するものとする。<u>送付を受けた地方農政局等は、当該申請又は届出が原料確認に係るものであった場合、別紙基準2の1の(4)の<u>三</u>に基づいて、当該肥料の生産業者が国内の原料収集先と締結した契約に基づき行う履行状況の確認に原則として同行し、当該契約が遵守されていること、当該確認が適切に行われていること等について調査し、調査結果を農林水産省消費・安全局に報告するものとする。</u> 5 (略) (新設) 6 大臣確認を受けた製造事業場の公表 2の(2)又は3の(1)のイの規定により、農林水産大臣が別紙基準1又は別紙基準2に適合する旨を確認申請者に通知したときは、<u>農林水産省消費・安全局長は、その旨をセンターに通知するものとする。</u>センターは、当該通知に係る肥料の製造事業場について、センターのホームページに公表するものとする。 7 皮等を原料とする肥料又は皮等の輸入の取扱いについて (1) 皮等を原料とする肥料又は皮等の輸入に当たっては、輸入業者は、次のア又はイについて証明する<u>肥料の</u>製造国(製造した事業場が所在する国をいう。以下同じ。)の政府機関又はそれと同等の機関が発行する証
---	---

写し（以下「輸出国証明書」という。）が添付されているもののみを輸入するものとする。

ア 原料に、と畜場法施行規則（昭和２８年厚生省令第４４号）別表第１に掲げる牛等の部位（以下「厚生省令別表第１の部位」という。）及び脊柱（牛（月齢が３０月以下の牛（出生の年月日から起算して３０月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸(けい)椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸(けい)椎棘(きょく)突起、胸椎棘(きょく)突起、腰椎棘(きょく)突起、仙骨翼、正中仙骨稜(りょう)及び尾椎を除く。）（以下「脊柱」という。）が含まれていないこと並びにと畜場法（昭和２８年法律第１１４号）第１４条の検査を経ていない牛等の部位を用いていないこと

イ （略）

(2) （略）

(3) 外国から輸入した皮等を原料として肥料を生産する場合には、生産業者は、次のア又はイについて証明する輸出国証明書が添付された皮等のみを原料とするものとする。

ア 当該皮等に厚生省令別表第１の部位及び脊柱が含まれていないこと並びにと畜場法第１４条の検査を経ていない牛等の部位を用いていないこと

イ 当該皮等が家畜衛生条件を締結した国及び施設において製造されたものであること

また、当該皮等を肥料の生産業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに輸出国証明書を添付するものとする。

(4) （略）

９ 牛由来の第２りん酸カルシウム等を原料とする肥料の取扱いについて

明書の写し（以下「輸出国証明書」という。）が添付されているもののみを輸入するものとする。

ア 原料にと畜場法施行規則（昭和２８年厚生省令第４４号）別表１に掲げる牛等の部位（以下「厚生省令別表１の部位」という。）及び脊柱（牛（月齢が３０月以下の牛（出生の年月日から起算して３０月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸(けい)椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸(けい)椎棘(きょく)突起、胸椎棘(きょく)突起、腰椎棘(きょく)突起、仙骨翼、正中仙骨稜(りょう)及び尾椎を除く。）（以下「脊柱」という。）が含まれていないこと並びにと畜場法（昭和２８年法律第１１４号）第１４条第６項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛等の部位を用いていないこと

イ （略）

(2) （略）

(3) 外国から輸入した皮等を原料として肥料を生産する場合には、生産業者は、次のア又はイについて証明する皮等の製造国の政府機関又はそれと同等の機関が発行する輸出国証明書が添付された皮等のみを原料とするものとする。

ア 当該皮等に厚生省令別表１の部位及び脊柱が含まれていないこと並びにと畜場法第１４条第６項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛等の部位を用いていないこと

イ 当該皮等が家畜衛生条件を締結した国及び施設において製造されたものであること

また、肥料の用に供する目的で皮等を輸入する者は、当該原料を肥料の生産業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに輸出国証明書を添付するものとする。

(4) （略）

８ 牛由来の第２りん酸カルシウム等を原料とする肥料における原料加工工程確認の取扱いについて

(1) 牛由来の第2りん酸カルシウム又はアミノ酸を原料とする肥料(たん白質を含まないものに限る。以下同じ。)の輸入に当たっては、輸入業者は、8の(1)の輸出国証明書及び第2りん酸カルシウム又はアミノ酸がたん白質を含まないことについて証明する輸出国証明書が添付されたもののみを輸入するものとする。

(2) 外国生産業者であって、牛由来の第2りん酸カルシウム又はアミノ酸を原料とする肥料について、外国肥料登録申請等を行う者は、当該肥料を本邦に輸出する場合には、輸出するロットごとに8の(1)の輸出国証明書及び9の(1)の輸出国証明書を添付するものとする。

10 牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする肥料の取扱いについて

(1) (略)

(2) 牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする肥料の輸入に当たっては、輸入業者は、次のア又はイについて証明する輸出国証明書が添付されたもののみを輸入するものとする。

ア (略)

イ 原料の牛の皮に厚生省令別表第1の部位及び脊柱が含まれていないこと、と畜場法第14条の検査を経ていない牛等の部位を用いていないこと並びに牛の皮のみに由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とするものであること

また、当該肥料を肥料の生産業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに輸出国証明書を添付するものとする。

(3) (略)

(4) 外国から輸入した牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲン又は牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンの中間原料(以下「皮由来ゼラチン等」という。)を原料として肥料を生産する場合には、生産業者は、

(1) 牛由来の第2りん酸カルシウム又はアミノ酸を原料とする肥料(たん白質を含まないものに限る。以下同じ。)の輸入に当たっては、輸入業者は、農林水産大臣による原料加工工程確認に代えて、7の(1)の輸出国証明書及び第2りん酸カルシウム又はアミノ酸がたん白質を含まないことについて証明する肥料の製造国の政府機関又はそれと同等の機関が発行する輸出国証明書が添付されたもののみを輸入するものとする。

(2) 外国生産業者であって、牛由来の第2りん酸カルシウム又はアミノ酸を原料とする肥料について、外国肥料登録申請等を行う者は、当該肥料を本邦に輸出する場合には、農林水産大臣による原料加工工程確認に代えて、輸出するロットごとに7の(1)の輸出国証明書及び8の(1)の輸出国証明書を添付するものとする。

9 牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする肥料の取扱いについて

(1) (略)

(2) 牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする肥料の輸入に当たっては、輸入業者は、次のア又はイについて証明する肥料の製造国の政府機関又はそれと同等の機関が発行する輸出国証明書が添付されたもののみを輸入するものとする。

ア (略)

イ 原料の牛の皮に厚生省令別表1の部位及び脊柱が含まれていないこと、と畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛等の部位を用いていないこと、並びに牛の皮のみに由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とするものであること

また、当該肥料を肥料の生産業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに輸出国証明書を添付するものとする。

(3) (略)

(4) 外国から輸入した牛の皮、牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲン、又は牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンの中間原料(以下「皮由来ゼラチン等」という。)を原料として肥料を生産する場合に

次のア、イ又はウについて証明する輸出国証明書が添付された皮由来ゼラチン等のみを原料とするものとする。

ア (略)

イ 当該皮由来ゼラチン等に厚生省令別表第1の部位及び脊柱が含まれていないこと、と畜場法第14条の検査を経ていない牛等の部位を用いていないこと並びに牛の皮のみに由来するものであること

ウ 当該皮由来ゼラチン等が家畜衛生条件を締結した国及び施設において製造されたものであること

また、当該皮由来ゼラチン等を肥料の生産業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに輸出国証明書を添付するものとする。

第2 特殊肥料の届出について

(削る)

は、生産業者は、次のア、イ又はウについて証明する皮由来ゼラチン等の製造国の政府機関又はそれと同等の機関が発行する輸出国証明書が添付された皮由来ゼラチン等のみを原料とするものとする。

ア (略)

イ 当該皮由来ゼラチン等に厚生省令別表1の部位及び脊柱が含まれていないこと、と畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛等の部位を用いていないこと、並びに牛の皮のみに由来するものであること

ウ 当該皮由来ゼラチン等が家畜衛生条件を締結した国及び施設において製造されたものであること

また、肥料の用に供する目的で皮由来ゼラチン等を輸入する者は、当該皮由来ゼラチン等を肥料の生産業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに輸出国証明書を添付するものとする。

第2 特殊肥料の届出について

1 管理措置等について

(1) 牛等由来の原料を使用する特殊肥料の生産業者は、次のア又はイについて法第22条第1項に規定する特殊肥料の届出（以下単に「特殊肥料の届出」という。）の際に提出するものとする。

ア 原料加工工程確認を受けた事業場にあつては、当該肥料の確認書の写し

イ 原料加工工程確認を受けていない事業場にあつては、管理措置告示第1項又は第3項の規定に基づく措置を行う旨又は原料となる牛等由来の原料を使用する肥料に管理措置が行われている旨を記載した書類

(2) 第1の9の要件を満たす牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする特殊肥料の生産業者は、別紙記載例1－1若しくは別紙記載例1－2による確認書の写し、又は肥料の原料に係る第1の9の(2)若しくは(4)の輸出国証明書を、特殊肥料の届出の際に提出するものとする。

(3) 第1の9の要件を満たす牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原

1 原料確認等について (1) ～ (3) (略) (4) <u>第1の10の要件を満たす牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする特殊肥料の生産業者は、別紙記載例1－1若しくは別紙記載例1－2による確認書の写し又は肥料の原料に係る第1の10の(2)若しくは(4)の輸出国証明書を、特殊肥料の届出の際に提出するものとする。</u> (5) <u>第1の10の要件を満たす牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする特殊肥料の輸入業者は、第1の10の(2)の輸出国証明書を、特殊肥料の届出の際に提出するものとする。</u> 第3 普通肥料の登録申請等について 1 管理措置等について (1) <u>と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産される肥料</u>の生産業者は、法第6条第1項に規定する普通肥料の登録若しくは仮登録の申請又は法第12条第2項に規定する登録若しくは第3項に規定する仮登録の有効期間の更新申請（以下「肥料登録申請等」という。）の申請書（以下「肥料登録申請書等」という。）における生産工程の概要において、管理措置を行う旨又は原料となる<u>と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産される肥料</u>に管理措置が行われている旨を記載するものとする。 また、原料加工工程確認を受けた事業場にあつては、当該肥料の確認書の写しを、肥料登録申請等の際に提出するものとする。 (2) <u>と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産される肥料</u>の輸入業者又は外国生産業者は、肥料登録申請書等又は外国肥料登録申請等の申請書における生産工程の概要において、管理措置を行う旨又は原料となる<u>と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産される肥料</u>に管理	<u>料とする特殊肥料の輸入業者は、第1の9の(2)の輸出国証明書を、特殊肥料の届出の際に提出するものとする。</u> 2 原料確認等について (1) ～ (3) (略) (新設) (新設) 第3 普通肥料の登録申請等について 1 管理措置等について (1) <u>牛等由来の原料を使用する普通肥料</u>の生産業者は、法第6条第1項に規定する普通肥料の登録若しくは仮登録の申請又は法第12条第2項若しくは第3項に規定する登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請（以下「肥料登録申請等」という。）の申請書（以下「肥料登録申請書等」という。）における生産工程の概要において、管理措置を行う旨又は原料となる<u>牛等由来の原料を使用する肥料</u>に管理措置が行われている旨を記載するものとする。 また、原料加工工程確認を受けた事業場にあつては、当該肥料の確認書の写しを、肥料登録申請等の際に提出するものとする。 (2) <u>牛等由来の原料（第2りん酸カルシウム又はアミノ酸を除く。）を使用する普通肥料</u>の輸入業者又は外国生産業者は、肥料登録申請書等又は外国肥料登録申請等の申請書における生産工程の概要において、管理措置を行う旨又は原料となる<u>牛等由来の原料を使用する肥料</u>に管理措置が行われ
--	--

措置が行われている旨を記載するものとする。 また、原料加工工程確認を受けた事業場にあつては、当該肥料の確認書の写しを、肥料登録申請等の際に提出するものとする。 (削る) (削る) (削る)	ている旨を記載するものとする。 また、原料加工工程確認を受けた事業場にあつては、当該肥料の確認書の写しを、肥料登録申請等の際に提出するものとする。 <u>(3) 牛由来の第2りん酸カルシウム又はアミノ酸を原料とする普通肥料の輸入業者又は外国生産業者は、第1の7の(1)及び8の(1)の輸出国証明書を、当該肥料の肥料登録申請等又は外国肥料登録申請等の際に提出するものとする。</u> <u>(4) 第1の9の要件を満たす牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする普通肥料の生産業者は、別紙記載例1－1若しくは別紙記載例1－2による確認書の写し、又は肥料の原料に係る第1の9の(2)若しくは(4)の輸出国証明書を、肥料登録申請等の際に提出するものとする。</u> <u>(5) 第1の9の要件を満たす牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする普通肥料の輸入業者又は外国生産業者は、第1の9の(2)の輸出国証明書を、肥料登録申請等又は外国肥料登録申請等の際に提出するものとする。</u>
2 原料確認等について (1) (略) (2) 第1の<u>8</u>の要件を満たす皮等を原料とする普通肥料の生産業者は、肥料の原料に係る第1の<u>8</u>の(1)又は(3)の輸出国証明書を、肥料登録申請等の際に提出するものとする。 (3) 第1の<u>8</u>の要件を満たす皮等を原料とする普通肥料の輸入業者又は外国生産業者は、第1の<u>8</u>の(1)の輸出国証明書を、肥料登録申請等又は外国肥料登録申請等の際に提出するものとする。 <u>(4) 牛由来の第2りん酸カルシウム又はアミノ酸を原料とする普通肥料の輸入業者又は外国生産業者は、第1の8の(1)及び9の(1)の輸出国証明書を、当該肥料の肥料登録申請等又は外国肥料登録申請等の際に提出するものとする。</u> <u>(5) 第1の10の要件を満たす牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲン</u>	2 原料確認等について (1) (略) (2) 第1の<u>7</u>の要件を満たす皮等を原料とする普通肥料の生産業者は、肥料の原料に係る第1の<u>7</u>の(1)又は(3)の輸出国証明書を、肥料登録申請等の際に提出するものとする。 (3) 第1の<u>7</u>の要件を満たす皮等を原料とする普通肥料の輸入業者又は外国生産業者は、第1の<u>7</u>の(1)の輸出国証明書を、肥料登録申請等又は外国肥料登録申請等の際に提出するものとする。 (新設) (新設)

<u>を原料とする普通肥料の生産業者は、別紙記載例 1－1 若しくは別紙記載例 1－2 による確認書の写し、又は肥料の原料に係る第 1 の 10 の（2）若しくは（4）の輸出国証明書を、肥料登録申請等の際に提出するものとする。</u> <u>（6）第 1 の 10 の要件を満たす牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする普通肥料の輸入業者又は外国生産業者は、第 1 の 10 の（2）の輸出国証明書を、肥料登録申請等又は外国肥料登録申請等の際に提出するものとする。</u> 第 4 （略） 第 5 管理措置告示附則第 2 項に規定する措置について <u>管理措置告示附則第 2 項の「第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、当該肥料の流通過程を管理するための措置（これらの規定に定める措置に相当すると農林水産大臣が認めるものに限る。）」は、「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について（平成 22 年 1 月 4 日付け 21 消安第 8798 号農林水産省消費・安全局長通知）」第 1 の 1 に規定する措置とする。</u> （削る）	（新設） 第 4 （略） 第 5 管理措置告示附則第 2 項に規定する<u>汚泥肥料等の流通過程を管理するための措置</u>について 管理措置告示附則第 2 項の「<u>汚泥肥料等の流通過程を管理するための措置（管理措置告示第 1 項から第 3 項までの規定に定める措置に相当すると農林水産大臣が認めるものに限る。）</u>」は、「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について（平成 22 年 1 月 4 日付け 21 消安第 8798 号農林水産省消費・安全局長通知）」第 1 の 1 に規定する措置とする。 第 6 <u>肥料登録申請書等における生産工程の概要の記載について</u> <u>牛等由来の原料を使用する普通肥料の生産業者は、肥料登録申請書等に記載する生産工程の概要において、大臣確認を受けた者の氏名又は名称及び事業場の名称等を次の記載例により記載することとする。</u> 1 <u>大臣確認を受けた工程により蒸製骨粉を製造する場合</u> <u>肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 4 条第 1 号（生産工程の概要）</u> <pre> graph LR A[原骨（牛）] --> B[蒸製処理] B --> C[乾燥] C --> D[粉碎] D --> E[計量・袋詰] E --> F[製品] </pre> <u>備考：○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないこと及び蒸製条件を満たして</u>
---	--

いることについて農林水産大臣の確認を受けている。

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号及び第3号

該当なし

2 原料確認を受けた工程により肉かす粉末を製造し、摂取防止材を使用する場合

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号（生産工程の概要）

肉かす（牛） → 乾燥 → 粉碎 → 計量・袋詰 → 製品

↑

摂取防止材

備考：○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号

該当なし

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第3号（材料の種類、名称及び使用量）

摂取防止材として、消石灰を製品重量当たり5%使用する。

3 原料確認を受けた工程により肉かす粉末を製造し、肥料原料供給管理票を交付する場合

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号（生産工程の概要）

肉かす（牛） → 乾燥 → 粉碎 → 計量・袋詰 → 製品

備考：1 ○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。

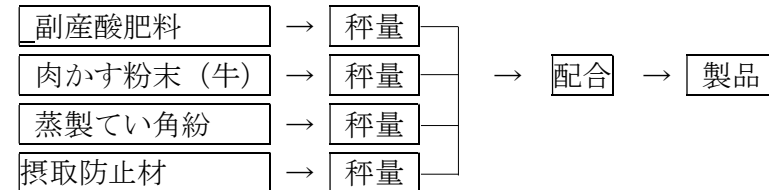
2 管理措置として、肥料の出荷ごとに肥料原料供給管理票を交付する。

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号及び第3号

該当なし

4 輸入された副産肥料及び原料確認を受けた工程により製造された肉かす粉末を原料として配合肥料を製造し、摂取防止材を使用する場合

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号（生産工程の概要）



備考：1 副産りん肥料は、原料に厚生省令別表1の部位（牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月を超える牛の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄並びにめん羊及び山羊の脾臓及び回腸並びに月齢が十二月を超えるめん羊及び山羊（出生の年月日から起算して十二月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄）及び脊柱が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛等の部位を用いていないことについて、○国政府機関の証明書の写しが添付されたものである。

2 肉かす粉末（登録番号：生第○○○○号）は、○会社○事業場で製造されたものである。（○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において○会社○事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。）

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号

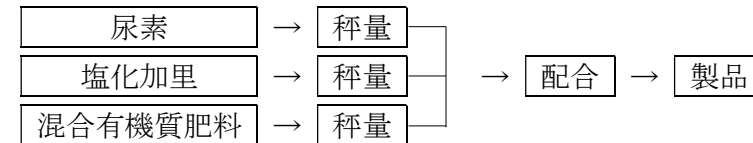
該当なし

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第3号（材料の種類、名称及び使用量）

摂取防止材として、とうがらし粉末を製品重量当たり 5 %使用する。

5 大臣確認を受けた工程により製造された蒸製骨粉を原料とする混合有機質肥料を原料とする配合肥料を製造する場合

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 4 条第 1 号（生産工程の概要）

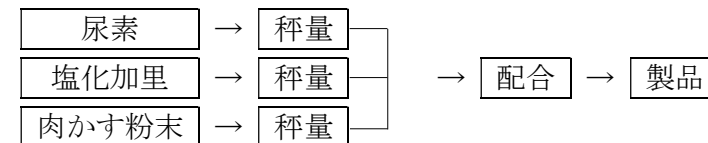


備考：混合有機質肥料は、○会社○事業場で製造された蒸製骨粉（登録番号：生第○○○○号、○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において○会社○事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないこと及び蒸製条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。）を原料とするものである。

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 4 条第 2 号及び第 3 号
該当なし

6 原料確認を受けた工程により製造された肉かす粉末を原料とし、動植物質以外の原料のみを原料とする肥料を全重量の 50 パーセント以上の含有量となるよう配合する配合肥料を製造する場合

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 4 条第 1 号（生産工程の概要）

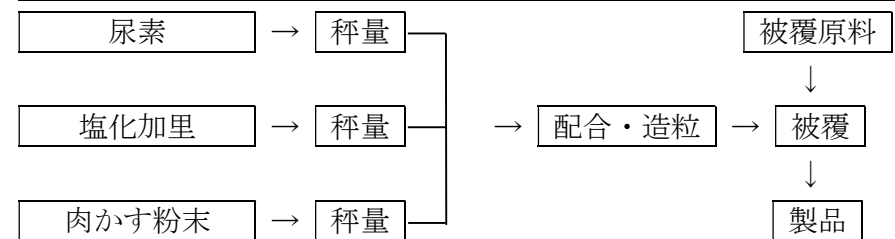


肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 4 条第 1 号（生産工程の概要）

備考：1 肉かす粉末（登録番号：生第○○○○号）は、○会社○事業場で製造されたものである。（○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において○会社○事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。）

2 管理措置として、動植物質以外の原料のみを原料とする肥料（尿素及び塩化加里）を全重量の 60 %となるよう配合する。
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 4 条第 2 号及び第 3 号
該当なし

7 大臣確認を受けた工程により製造された肉かす粉末を原料として配合し、動植物質以外の原料で被覆する場合
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 4 条第 1 号（生産工程の概要）

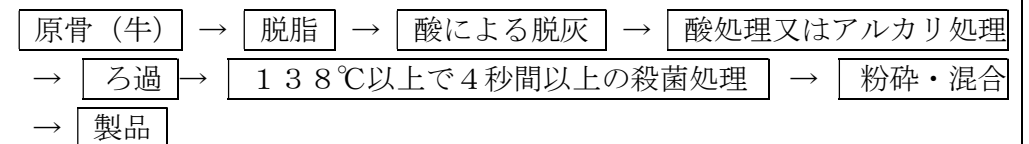


備考：1 肉かす粉末（登録番号：生第〇〇〇〇号）は、〇会社〇事業場で製造されたものである。（〇年〇月〇日付け農林水産省指令〇消安第〇号において〇会社〇事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。）

2 管理措置として、動植物質以外の原料（硫黄）で被覆する。
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 4 条第 2 号及び第 3 号
該当なし

8 牛の骨に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする副産動物質肥料の場合

肥料取締施行規則第 4 条第 1 号（生産工程の概要）



（国内の牛骨を使用する場合）

備考：1 〇年〇月〇日付け農林水産省指令〇消安第〇号において当社〇事

	<u>業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。</u> <u>2 ○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において、当社○事業所は、製造工程においてゼラチン及びコラーゲンの処理の条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。</u> <u>（輸入の牛骨を使用する場合）</u> <u>備考：1 使用する牛の原骨は、牛のみに由来するものであり、厚生省令別表1の部位（牛にあつては、（頭部（舌及び頬肉を除く。））、脊髄及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）をいう。）及び牛の脊柱が含まれないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛等の部位を用いていないことについて、○国政府機関の証明書の写しが添付されたものである。</u> <u>2 ○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において、当社○事業所は製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。</u> <u>3 ○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○事業場は、ゼラチン及びコラーゲンの処理の条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。</u> <u>肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号及び第3号該当なし</u> <u>9 牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする副産動物質肥料の場合</u> <u>原骨（牛） → 脱脂 → 酸による脱灰 → 酸処理又はアルカリ処理 → ろ過 → 138℃以上で4秒間以上の殺菌処理 → 粉碎・混合 → 製品</u> <u>（国内原皮を原料とした場合）</u>
--	---

第6 由来する動物種の記載について

「肥料の品質の確保等に関する法律第二十一条第一項第一号及び第二号の規定に基づき普通肥料の表示基準を定める件」（令和3年6月14日農林水産省告示第1015号）5及び6により、農林水産大臣が定める動物由来たん白質を原料に使用する普通肥料については、家畜による誤食を防止するための注意喚起の表示が義務付けられている。

由来する動物種については、同告示5及び6に規定するとおり、「動物由来たん白質」又は「牛等由来たん白質」の記載の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができるものとする。

（削る）

第7 帳簿の備付けについて

牛等の部位を原料とする肥料の生産業者は、法第27条第1項の規定に基

備考：使用する牛の原皮は、国内でと畜された牛の皮のみに由来するものであることについてと畜場の確認書の写しが添付されたものである。

（輸入原皮を原料とした場合）

備考：原料に使用する牛の皮は、牛のみに由来するものであり、厚生省令別表1の部位（牛にあつては、頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）をいう。）及び牛の脊柱等が混合しないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛等の部位を用いていないことについて輸出国の政府機関又はそれと同等の機関が発行する証明書
の写しが添付されたものである。

肥料取締施行規則第4条第2号及び第3号

該当なし

第7 由来する動物種の記載について

「肥料の品質の確保等に関する法律第二十一条第一項第一号及び第二号の規定に基づき普通肥料の表示基準を定める件」（令和3年6月14日農林水産省告示第1015号）5及び6により、農林水産大臣が定める動物由来たん白質を原料に使用する普通肥料については、家畜による誤食を防止するための注意喚起の表示が義務付けられている。

由来する動物種については、同告示5及び6に規定するとおり、「動物由来たん白質」又は「牛等由来たん白質」の記載の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができるものとする。

（配合原料）又は（窒素全量を保証又は含有する原料）

尿素、骨粉質類、動物かす粉末類

備考： ○○の大きい順である。

第8 帳簿の備付けについて

牛等の部位を原料とする肥料の生産業者は、法第27条第1項の規定に基づき事業場ごとに備え付ける帳簿に、牛等の部位である原料の収集先の一覧

づき事業場ごとに備え付ける帳簿に、牛等の部位である原料の収集先の一覧表を備え付けるものとする。 (削る) (別紙基準 1)	表を備え付けるものとする。 <u>第 9 施行期日等</u> <u>1 改正告示は、平成 1 6 年 5 月 1 日から施行することとされた。</u> <u>2 大臣確認については、施行期日前においても行うことができることとされた。</u> <u>なお、施行期日前の大臣確認については、①施行期日において大臣確認を受けていない工程で製造された普通肥料及び特殊肥料は、登録若しくは仮登録の有効期間を更新し、又は生産することができないこと、②他方、確認申請から大臣確認までの間には現地調査が必要であるなど所要の日数を要すること、③この場合の所要の日数について業者間で不公平が生じることができるだけ避ける必要があることから、現地調査等の手続を計画的に進める必要がある。このため、平成 1 6 年 4 月中旬を目途にその時点で現地調査が可能な事業場について一斉に現地調査を行い、不十分な事業場における製造工程については、再度、現地調査を行うこととするので、御了知いただくとともに、早期に確認申請をされるよう御協力いただきたい。</u> (別紙基準 1)
<u>と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産される肥料の製造工程（原料加工工程）に関する基準</u> 第 1 (略) 第 2 輸入業者の確認基準 1 輸入先の製造事業場の基準 管理措置告示第 2 項に規定する原料の加工を行う肥料を製造する製造事業場 は (1) から (4) までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。 (1) ・ (2) (略)	<u>牛由来の原料を使用する肥料の製造工程（原料加工工程）に関する基準</u> 第 1 (略) 第 2 輸入業者の確認基準 1 輸入先の製造事業場の基準 管理措置告示第 2 項に規定する原料の加工を行う肥料を製造する製造事業場 は (1) から (4) までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。 (1) ・ (2) (略)

(3) 輸出ロットごとに第1の1の製造条件に適合することを証明する輸出<u>国証明書</u>を添付すること。 (4) (略) 2 輸入業者の基準 管理措置告示第2項に規定する原料の加工が行われた肥料の輸入業者<u>にあっては、以下の条件を満たすこと。</u> (1) 販売荷口ごとに、第1の1の製造条件に適合することを証明する輸出<u>国証明書</u>を添付すること。 (2) (略) 第3 登録外国生産業者の確認基準 1 製造条件 輸出ロットごとに第1の1の製造条件に適合することを証明する輸出<u>国証明書</u>を添付すること。 2・3 (略) (別紙基準2) 牛等の部位を原料とする肥料の製造工程に関する基準 1 原料受入に係る基準 (1)・(2) (略) (3) 原料受入時の品質管理 ア・イ (略) ウ (1)のウの場合にあっては、原料受入時に、受入原料に脊柱等が混入していないことを(5)のアの(イ)に規定する<u>政府機関又はそれと同等の機関の証明書若しくはその写し</u>(以下「<u>輸出国証明書</u>」という。)の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、確認した輸出国証明書は8年間保存すること。	(3) 輸出ロットごとに第1の1の製造条件に適合することについて肥料の製造国(製造した事業場が所在する国をいう。以下同じ。)の政府機関又はそれと同等の機関の証明書若しくはその写しを添付すること。 (4) (略) 2 輸入業者の基準 管理措置告示第2項に規定する原料の加工が行われた肥料の輸入業者は以下の条件を満たすこと。 (1) 販売荷口ごとに、第1の1の製造条件に適合することを証明する肥料の製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書若しくはその写しを添付すること。 (2) (略) 第3 登録外国生産業者の確認基準 1 製造条件 輸出ロットごとに第1の1の製造条件に適合することについて肥料の製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書若しくはその写しを添付すること。 2・3 (略) (別紙基準2) 牛等の部位を原料とする肥料の製造工程に関する基準 1 原料受入に係る基準 (1)・(2) (略) (3) 原料受入時の品質管理 ア・イ (略) ウ (1)のウの場合にあっては、原料受入時に、受入原料に脊柱等が混入していないことを(5)のアの(イ)に規定する<u>輸出国証明書</u>の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、確認した輸出国証明書は8年間保存すること。
--	---

(4) (略) (5) 外国の原料収集先との契約 ア 原料収集先（原料収集にかかわる者を含む。）と(ア)から(ウ)までを内容とする契約を締結すること。 (ア) (略) (イ) 原料収集先が、出荷するロットごとに別添1の基準に適合することについて原料の製造国（製造した事業場が所在する国をいう。以下同じ。）の<u>輸出国証明書</u>を添付すること。 (ウ) (略) イ (略) 2～5 (略) (別添1) 牛等の部位を原料とする肥料の生産業者による原料収集先の確認基準 1 原料となる牛等の部位を扱う事業場 (1)～(4) (略) (削る) <u>(5) 原料となる牛等の部位を入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこととし、原料となる牛等の部位と脊柱等を混載して出荷する場合は、脊柱等専用の気密容器を用い、当該容器に脊柱等が入っている旨が明示されていること。</u> <u>(6) (1) から (5) までの基準を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの基準を確実に満たしている原料となる牛等の部位のみが出荷されていることが、定期的に確認・記録されていること。</u> <u>(7) 原料となる牛等の部位の出荷に当たっては、脊柱等が混入していないことを(6)の確認責任者が確認した上で、原料供給管理票又は輸出国証明</u>	(4) (略) (5) 外国の原料収集先との契約 ア 原料収集先（原料収集にかかわる者を含む。）と(ア)から(ウ)までを内容とする契約を締結すること。 (ア) (略) (イ) 原料収集先が、出荷するロットごとに別添1の基準に適合することについて原料の製造国（製造した事業場が所在する国をいう。以下同じ。）の<u>政府機関又はそれと同等の機関の証明書若しくはその写し（以下「輸出国証明書」という。）</u>を添付すること。 (ウ) (略) イ (略) 2～5 (略) (別添1) 牛等の部位を原料とする肥料の生産業者による原料収集先の確認基準 1 原料となる牛等の部位を扱う事業場 (1)～(4) (略) <u>(5) 原料となる牛等の部位の出荷に当たっては、脊柱等が混入していないことを(7)の確認責任者が確認した上で、原料供給管理票又は輸出国証明書が交付されること。その際の原料供給管理票の記載例は別添2のとおり。</u> <u>(6) 原料となる牛等の部位を入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこととし、原料となる牛等の部位と脊柱等を混載して出荷する場合は、脊柱等専用の気密容器を用い、当該容器に脊柱等が入っている旨が明示されていること。</u> <u>(7) (1) から (6) までの基準を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの基準を確実に満たしている原料となる牛等の部位のみが出荷されていることが、定期的に確認・記録されていること。</u> (新設)
--	--

書が交付されていること。その際の原料供給管理票の記載例は別添 2 のとおり。

2 (略)

(別添 2)

(原料供給管理票の記載例) (略)

(別紙記載例 1 - 1) (略)

(別紙記載例 1 - 2) (略)

(管理措置告示第 3 項による肥料原料供給管理票の記載例)

肥料原料供給管理票	
原料肥料生産業者等の氏名又は名称及び住所	××株式会社 東京都××区××町
国内管理人の氏名又は名称及び住所（外国生産肥料の場合に限る。）	〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町
肥料の種類	〇〇肥料
肥料の名称	〇〇
荷姿、数量	〇〇 k g T B 袋、2 袋 計 〇〇 k g
譲渡又は引渡年月日	〇年〇月〇日
製造事業場及び保管する施設の名称及び住所	××株式会社××工場 ××県××市××丁目

2 (略)

(別添 2)

(原料供給管理票の記載例) (略)

(別紙記載例 1 - 1) (略)

(別紙記載例 1 - 2) (略)

(管理措置告示第 3 項による肥料原料供給管理票の記載例)

肥料原料供給管理票	
原料肥料生産業者等の氏名又は名称及び住所	××株式会社 東京都××区××町
国内管理人の氏名又は名称及び住所（外国生産肥料の場合に限る。）	〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町
肥料の種類	肉骨粉
肥料の名称	2 5 肉骨粉
荷姿、数量	〇〇 k g T B 袋、2 袋 計 〇〇 k g
譲渡又は引渡年月日	〇年〇月〇日
製造事業場及び保管する施設の名称及び住所	××株式会社××工場 ××県××市××丁目

出荷の責任者	職名・氏名
譲渡等を受けた 生産業者等の氏名又は名称及び住所	△△肥料株式会社 東京都△△区△△町
譲渡又は引渡年月日	○年○月○日
譲渡等がされた肥料の 使用目的	原料肥料として販売
入荷の責任者	職名・氏名
管理措置	

(別紙)

譲渡又は引渡しを行う生産業者等の氏名又は名称及び住所	△△肥料株式会社 東京都△△区△△町
肥料の種類	<u>○○肥料</u>
肥料の名称	<u>○○</u>
荷姿、数量	○○k g T B袋、2袋 計 ○○k g
譲渡又は引渡年月日	○年○月○日
製造事業場又は肥料を保管する施設の名称及び住所	△△肥料株式会社△△工場 ××県××市××丁目
出荷の責任者	職名・氏名

出荷の責任者	職名・氏名
譲渡等を受けた 生産業者等の氏名又は名称及び住所	△△肥料株式会社 東京都△△区△△町
譲渡又は引渡年月日	○年○月○日
譲渡等がされた肥料の 使用目的	原料肥料として販売
入荷の責任者	職名・氏名
管理措置	

(別紙)

譲渡又は引渡しを行う生産業者等の氏名又は名称及び住所	△△肥料株式会社 東京都△△区△△町
肥料の種類	<u>肉骨粉</u>
肥料の名称	<u>2 5 肉骨粉</u>
荷姿、数量	○○k g T B袋、2袋 計 ○○k g
譲渡又は引渡年月日	○年○月○日
製造事業場又は肥料を保管する施設の名称及び住所	△△肥料株式会社△△工場 ××県××市××丁目
出荷の責任者	職名・氏名

譲渡等を受けた 生産業者等の氏名又は名称及び住所	□□肥料株式会社 □□県□□市□□町
譲渡又は引渡年月日	○年○月○日
譲渡等がされた肥料の 使用目的	当社登録肥料の原料として使用
入荷の責任者	職名・氏名
管理措置	・摂取を防止する材料を使用 ・化成肥料等との混合

記入上の注意 （略）

譲渡等を受けた 生産業者等の氏名又は名称及び住所	□□肥料株式会社 □□県□□市□□町
譲渡又は引渡年月日	○年○月○日
譲渡等がされた肥料の 使用目的	当社登録肥料の原料として使用
入荷の責任者	職名・氏名
管理措置	・摂取を防止する材料を使用 ・化成肥料等との混合

記入上の注意 （略）

別記様式第 1 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の事業場における製造工程について、

昭和 2 5 年 6 月 2 0 日農林省告示第 1 7 7 号（特殊肥料等を指定する件）の 1 の（イ）又は（ロ）

昭和 6 1 年 2 月 2 2 日農林水産省告示第 2 8 4 号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の 2 の（1）若しくは（2）の表、4 の（1）、（2）若しくは（3）の表、5 の（1）若しくは（2）の表、6 の（1）若しくは（3）の表、8 の（2）の表又は 1 3 の表

平成 2 6 年 9 月 1 日農林水産省告示第 1 1 4 5 号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第 1 号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第 2 項

の規定による確認を求めます。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 確認を求める肥料の種類
- 4 確認を求める管理措置（原料加工工程確認を求める場合）

備考：1 （略）

別記様式第 1 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の事業場における製造工程について、

昭和 2 5 年 6 月 2 0 日農林省告示第 1 7 7 号（特殊肥料等を指定する件）の 1 の（イ）又は（ロ）

昭和 6 1 年 2 月 2 2 日農林水産省告示第 2 8 4 号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の 1（2）の表、2 の（2）の表、4 の（1）若しくは（2）の表、5 の（1）若しくは（2）の表又は 1 2 の表

平成 2 6 年 9 月 1 日農林水産省告示第 1 1 4 5 号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第 1 号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第 2 項
の規定による確認を求めます。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 確認を求める肥料の種類
- 4 確認を求める管理措置（原料加工工程確認を求める場合）

備考：1 （略）

原料収集先の一覧表 (別添)				原料収集先の一覧表 (別添)			
確認申請業者名及び事業場の名称 確認申請業者連絡先 (電話番号)				確認申請業者名及び事業場の名称 確認申請業者連絡先 (電話番号)			
業 種	業者名及び事業場の名称	事業場の住所	備 考	業 種	業者名及び事業場の名称	事業場の住所	備 考

(注)
1 一覧表が2枚以上になる場合には、「確認申請業者名及び事業場の名称」及び「確認申請業者連絡先」は、2枚目以降には記載不要。
2 業種欄には、「と畜場」、「食肉処理業」、「食肉販売業」、「食品製品製造業」、「収集業」等の当該原料収集先の業態の別を記載。

(注)
1 一覧表が2枚以上になる場合には、「確認申請業者名及び事業場の名称」及び「確認申請業者連絡先」は、2枚目以降には記載不要。
2 業種欄には、「と畜場」、「食肉処理業」、「食肉販売業」、「食品製品製造業」、「収集業」等の当該原料収集先の業態の別を記載。

3 備考欄には、当該原料収集先担当部署の電話番号等連絡先を記載。

別記様式第2号

農林水産省指令 消安第 号

〇〇市〇区〇町〇番地
〇〇会社
代表取締役 〇〇 〇〇

年 月 日付けで申請のあった下記の事業場における製造工程については、

昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の1の（イ）又は（ロ）

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の2の（1）
若しくは（2）の表、4の（1）、（2）若しくは（3）の表、5の（1）
若しくは（2）の表、6の（1）若しくは（3）の表、8の（2）の表又は13の表に規定する牛の脊柱等が混合しない製造工程で

あることを確認する。

ないことを通知する。

平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第2項に規定する原料の加工工程で

あることを確認する。

ないことを通知する。

記

3 備考欄には、当該原料収集先担当部署への電話番号等連絡先を記載。

別記様式第2号

農林水産省指令 消安第 号

〇〇市〇区〇町〇番地
〇〇会社
代表取締役 〇〇 〇〇

年 月 日付けで申請のあった下記の事業場における製造工程については、

昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の1の（イ）又は（ロ）

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の1の（2）
の表、2の（2）の表、4の（1）若しくは（2）の表、5の（1）若しくは（2）の表又は12の表に規定する牛の脊柱等が混合しない製造工程であることを確認する。

ないことを通知する。

平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第2項に規定する原料の加工工程で

あることを確認する。

ないことを通知する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 確認した肥料の種類
- 4 確認した管理措置（原料加工工程確認を行った場合）

年 月 日

農林水産大臣

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 確認した肥料の種類
- 4 確認した管理措置（原料加工工程確認を行った場合）

年 月 日

農林水産大臣

別記様式第3号

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた製造工程については、下記のとおり変更したいので、

昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の1の（イ）又は（ロ）

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の2の（1）若しくは（2）の表、4の（1）、（2）若しくは（3）の表、5の（1）若しくは（2）の表、6の（1）若しくは（3）の表、8の（2）の表又は13の表

平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第2項

の規定による確認を求めます。

記

- 1 確認を受けた事業場の名称
- 2 確認を受けた事業場の所在地

別記様式第3号

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた製造工程については、下記のとおり変更したいので、

昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の1の（イ）又は（ロ）

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の1の（2）の表、2の（2）の表、4の（1）若しくは（2）の表、5の（1）若しくは（2）の表又は12の表

平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第2項

の規定による確認を求めます。

記

- 1 確認を受けた事業場の名称
- 2 確認を受けた事業場の所在地

3 確認を受けた肥料の種類 4 確認を受けた管理措置（原料加工工程確認を求める場合） 5 変更する事項 6 変更予定年月日 備考：1 添付書類として製造工程の図面等変更する事項を記載した書類を添付すること。 2 正本1部及び副本2部を提出すること。 3 （）内の記載については、確認を求める肥料の種類や確認内容に対応する規定について記載する。	3 確認を受けた肥料の種類 4 確認を受けた管理措置（原料加工工程確認を求める場合） 5 変更する事項 6 変更予定年月日 備考：1 添付書類として製造工程の図面等変更する事項を記載した書類を添付すること。 2 正本1部及び副本2部を提出すること。 3 （）内の記載については、確認を求める肥料の種類や確認内容に対応する規定について記載する。
--	--

別記様式第4号

農林水産省指令 消安第 号

〇〇市〇区〇町〇番地
〇〇会社
代表取締役 〇〇 〇〇

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた下記の事業場における製造工程について、年 月 日付けで申請のあった変更確認については、

昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の1の（イ）又は（ロ）

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の2の（1）若しくは（2）の表、4の（1）、（2）若しくは（3）の表、5の（1）若しくは（2）の表、6の（1）若しくは（3）の表、8の（2）の表又は13の表に規定する牛の脊柱等が混合しない製造工程で

あることを確認する。

ないことを通知する。

平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第2項に規定する原料の加工工程で

あることを確認する。

ないことを通知する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 確認した肥料の種類

別記様式第4号

農林水産省指令 消安第 号

〇〇市〇区〇町〇番地
〇〇会社
代表取締役 〇〇 〇〇

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた下記の事業場における製造工程について、年 月 日付けで申請のあった変更確認については、

昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の1の（イ）又は（ロ）

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の1の（2）の表、2の（2）の表、4の（1）若しくは（2）の表、5の（1）若しくは（2）の表又は12の表に規定する牛の脊柱等が混合しない製造工程で あることを確認する。

ないことを通知する。

平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第2項に規定する原料の加工工程で

あることを確認する。

ないことを通知する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 確認した肥料の種類

4 確認した管理措置（原料加工工程確認を行った場合） 年 月 日 農林水産大臣 備考：（）内の記載については、確認した肥料の種類や確認内容に対応する規定及び確認結果について記載する。 別記様式第5号（略） 別記様式第6号（略） （削る）	4 確認した管理措置（原料加工工程確認を行った場合） 年 月 日 農林水産大臣 備考：（）内の記載については、確認した肥料の種類や確認内容に対応する規定及び確認結果について記載する。 別記様式第5号（略） 別記様式第6号（略） （参考） 1 普通肥料（汚泥肥料等を除く。）の表示の記載例 <table><tr><td colspan="2">生産業者保証票</td></tr><tr><td>登録番号</td><td>生第〇〇〇〇〇号</td></tr><tr><td>肥料の種類</td><td>化成肥料</td></tr><tr><td>肥料の名称</td><td>有機入り高度複合肥料1号</td></tr><tr><td>保証成分量（％）</td><td></td></tr><tr><td>窒素全量</td><td>15.0</td></tr><tr><td>内アンモニア性窒素</td><td>12.0</td></tr><tr><td>りん酸全量</td><td>15.0</td></tr><tr><td>加里全量</td><td>15.0</td></tr><tr><td>原料の種類</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">（窒素全量を保証又は含有する原料）</td></tr><tr><td colspan="2">尿素、骨粉質類、動物かす粉末類</td></tr><tr><td colspan="2">備考：窒素全量の量の割合の大きい順である。</td></tr><tr><td>賞味重量</td><td>20キログラム</td></tr></table>	生産業者保証票		登録番号	生第〇〇〇〇〇号	肥料の種類	化成肥料	肥料の名称	有機入り高度複合肥料1号	保証成分量（％）		窒素全量	15.0	内アンモニア性窒素	12.0	りん酸全量	15.0	加里全量	15.0	原料の種類		（窒素全量を保証又は含有する原料）		尿素、骨粉質類、動物かす粉末類		備考：窒素全量の量の割合の大きい順である。		賞味重量	20キログラム
生産業者保証票																													
登録番号	生第〇〇〇〇〇号																												
肥料の種類	化成肥料																												
肥料の名称	有機入り高度複合肥料1号																												
保証成分量（％）																													
窒素全量	15.0																												
内アンモニア性窒素	12.0																												
りん酸全量	15.0																												
加里全量	15.0																												
原料の種類																													
（窒素全量を保証又は含有する原料）																													
尿素、骨粉質類、動物かす粉末類																													
備考：窒素全量の量の割合の大きい順である。																													
賞味重量	20キログラム																												

	生産した年月 〇月〇日 生産業者の氏名又は名称及び住所 〇〇化成株式会社 東京都〇〇市〇〇丁目〇番〇号 生産した事業場の名称及び所在地 〇〇化成株式会社 本社工場 東京都〇〇市〇〇丁目〇番〇号		
	備考：1 牛等由来の原料を使用して生産された肥料（摂取防止材の使用等の措置又は肥料の原料の流通行程を管理するための措置が行われていないものに限る。）については、当該肥料の容器又は包装（保証票の外）に、次の記載を行う。 「届出肥料に使用不可・農家等への譲渡不可」 2 第7により、由来する動物種を記載する肥料については、肥料の容器又は包装（保証票の外）に、次の記載を行う。		
	この肥料には、牛等由来たん白質（牛、めん羊又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。		
	2 汚泥肥料等の表示の記載例 <table><tr><td>生 産 業 者 保 証 票</td></tr><tr><td> 登 録 番 号 生第〇〇〇〇〇〇号 肥料の種類 混合汚泥肥料 肥料の名称 おでい1号 原料の種類 （原料） 下水汚泥、工業汚泥、蒸製骨粉 備考：生産に当たって使用される重量の大きい順である。 </td></tr></table>	生 産 業 者 保 証 票	登 録 番 号 生第〇〇〇〇〇〇号 肥料の種類 混合汚泥肥料 肥料の名称 おでい1号 原料の種類 （原料） 下水汚泥、工業汚泥、蒸製骨粉 備考：生産に当たって使用される重量の大きい順である。
生 産 業 者 保 証 票			
登 録 番 号 生第〇〇〇〇〇〇号 肥料の種類 混合汚泥肥料 肥料の名称 おでい1号 原料の種類 （原料） 下水汚泥、工業汚泥、蒸製骨粉 備考：生産に当たって使用される重量の大きい順である。			

	<u>賞 味 重 量</u> 20キログラム								
	<u>生産した年月</u> ○年○月								
	<u>生産業者の氏名又は名称及び住所</u> ○○株式会社 東京都○○市○丁目○番○号								
	<u>生産した事業場の名称及び所在地</u> ○○株式会社 ○○工場 東京都○○市○丁目○番○号								
	<u>主成分の含有量（生産した事業場における平均的な測定値）</u> <u>窒 素 全 量</u> 2. 5 % <u>りん酸全量</u> 3. 8 % <u>加 里 全 量</u> 3. 0 % <u>炭素窒素比</u> 1 4								
	<u>備考：1 牛等由来の原料を使用して生産された肥料（摂取防止材の使用等の措置又は肥料の原料の流通行程を管理するための措置が行われていないものに限る。）については、当該肥料の容器又は包装（保証票の外）に、次の記載を行う。</u> <u>「届出肥料に使用不可・農家等への譲渡不可」</u> <u>2 第7により、由来する動物種を記載する肥料については、肥料の容器又は包装（保証票の外）に、次の記載を行う。</u>								
	<u>この肥料には、牛等由来たん白質（牛、めん羊又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。</u>								
	<u>3 特殊肥料の品質表示等の記載例</u> <table><tr><th colspan="2"><u>肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示</u></th></tr><tr><td><u>肥 料 の 名 称</u></td><td><u>牛ふんたい肥 1 号</u></td></tr><tr><td><u>肥 料 の 種 類</u></td><td><u>たい肥</u></td></tr><tr><td colspan="2"><u>届出をした都道府県</u></td></tr></table>	<u>肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示</u>		<u>肥 料 の 名 称</u>	<u>牛ふんたい肥 1 号</u>	<u>肥 料 の 種 類</u>	<u>たい肥</u>	<u>届出をした都道府県</u>	
<u>肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示</u>									
<u>肥 料 の 名 称</u>	<u>牛ふんたい肥 1 号</u>								
<u>肥 料 の 種 類</u>	<u>たい肥</u>								
<u>届出をした都道府県</u>									

	<u>東京都</u>
	<u>表示者の氏名又は名称及び住所</u>
	<u>〇〇畜産センター</u>
	<u>東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇号</u>
	<u>賞 味 重 量</u> <u>20キログラム（30リットル）</u>
	<u>生産した年月</u> <u>〇月〇日</u>
	<u>(原料)</u>
	<u>牛ふん、蒸製骨粉、わら類、樹皮</u>
	<u>備考：1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。</u>
	<u>2 この肥料には、牛等由来たん白質（牛又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。</u>
<u>3 蒸製骨粉は、牛等に由来するものである。</u>	
<u>主成分の含有量等</u>	
<u>窒 素 全 量</u> <u>1. 5 %</u>	
<u>りん酸全量</u> <u>2. 7 %</u>	
<u>加 里 全 量</u> <u>2. 5 %</u>	
<u>炭素窒素比</u> <u>1 4</u>	
<u>備考： 牛等由来の原料を使用して生産された肥料（摂取防止材の使用等の措置又は肥料の原料の流行程を管理するための措置が行われていないものに限る。）については、当該肥料の容器又は包装（保証票の外）に、次の記載を行う。</u>	
<u>「届出肥料に使用不可・農家等への譲渡不可」</u>	

附 則

- この通知は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
- この通知の施行の日以前に通知された牛等由来の原料を使用する肥料（と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産された肥料を除く。）の原料加工工程確認の通知に係る確認書については、この通知の施行の日以降、無効とする。